

# 被保険者・受給者範囲

令和元年10月9日  
厚生労働省老健局

## 現状

### 1. 介護保険制度創設時における考え方

- 介護保険制度は、老化に伴う介護ニーズに適切に応えることを目的とし、被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上64歳以下の第2号被保険者からなる。
- 老化に伴う心身の変化によって生じる要介護状態等の発現率は、第1号被保険者と第2号被保険者では差があるものの、40歳以上になれば、老化を原因とする疾病による介護ニーズの発生の可能性が高くなるとともに、自らの親も介護を要する状態になる可能性が高くなることから介護保険制度により負担が軽減される等一定の受益があるため、社会的扶養や世代間連帯の考え方に立って、被保険者とされているところ。
- また、財源構成における第1号保険料と第2号保険料の負担割合については、被保険者数に応じて按分され、平成30～令和2年度は第1号保険料が23%、第2号保険料が27%となっており、一人当たりの保険料負担が同水準になるよう設定されている。
- 給付としては、65歳以上は原因を問わず要介護・要支援状態であれば給付対象となるのに対し、40～64歳では、老化に伴う介護ニーズという観点から、関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（特定疾病）による場合に限定している。

### 2. これまでの議論

- 制度創設以降、被保険者・受給者の範囲については、要介護となった理由や年齢の如何に関わらず介護を必要とする全ての人にサービスの給付を行い、併せて保険料を負担する層を拡大する「制度の普遍化」を目指すべきか、「高齢者の介護保険」を維持するかを中心に議論が行われてきた。
- 平成19年の介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議では、「高齢者の介護保険」という現行の制度を維持するが、負担面の普遍化を図り、介護保険財政の安定化等の観点から、現行の被保険者・受給者の範囲を30歳に引き下げる。」（A類型）、「負担面だけでなく給付面も併せて「介護保険制度の普遍化」を図り、要介護状態となった理由や年齢などを問わず介護保険制度によるサービスを受給できることとする。なお、収入のない児童・学生などに対する給付は、家族給付として位置付けることも考えられる。また、障害児に対するサービスについては、「教育、訓練」という側面が色濃いことなどを勘案して、当面、制度の対象外とすることも考えられる。」（B類型）の2類型に分けて議論された。

## 現状

### 2. これまでの議論（続き）

- 平成28年の「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）では、「被保険者範囲の拡大については、受益と負担の関係が希薄な若年世代の納得感を得られないのではないかと意見や、まずは給付の効率化や利用者負担のあり方を見直すことが先決であり、被保険者範囲の拡大については反対との意見、介護保険優先原則に関する改正障害者総合支援法の国会附帯決議に十分留意しながら検討すべきとの意見、障害者の介護は保険になじまないため、税財源により慎重に対応すべきとの意見があった。その一方で、将来的には介護保険制度の普遍化が望ましいとの意見や、制度の持続可能性の問題もあり、今から国民的な議論を巻き起こしていくことが必要であるとの意見もあり、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当である。」とされた。
- なお、障害者施策との関係では、障害者総合支援法において介護保険が優先となっており、65歳以上の介護を要する者に対する支援は、障害者も含めてまず介護保険から支援が行われ、これを超えて必要な分（介護保険制度における支給限度額を超える部分や、介護保険には無いサービス）を障害者総合支援法で支援することとなる。
- ※ 平成28年障害者総合支援法の改正により、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設けたところ。

## 現状

### 3. 現在の介護保険をとりまく状況

- 高齢化に伴い、介護費用の総額も制度創設時から約3倍の約11.7兆円（令和元年度予算ベース）になるとともに、保険料の全国平均は6,000円弱となっており、高齢化の更なる進展に伴い、保険料水準の上昇が見込まれる状況にある。
- 介護保険の保険料負担者である40歳以上人口は2020年代初頭から減少し、40歳以上人口に占める40歳以上64歳以下人口の割合は徐々に低下していくこととなり、2020年に53.8%、2025年に53.1%、2035年に49.7%となることが見込まれる。
- なお、第1子を出産する年齢が高齢化しており、親が65歳以上となる年齢が、相対的に低下している。例えば、第1子の平均出産年齢が1960年では25.4歳のため、2000年の時点では65.4歳の母親の第1子が40歳だったが、2017年では32.0歳のため、33年後の2050年の時点では、65歳の母親の第1子が33歳となっている。

## 論点

- 今後の人口構成の変化、介護保険制度創設時の考え方や、これまでの議論の経緯を踏まえ、介護保険制度における被保険者・受給者の範囲について、どのように考えるか。特に、「介護保険制度の普遍化」を目指すべきか、「高齢者の介護保険」を維持すべきか、平成28年のとりまとめで指摘された若者の納得感、関係者の合意形成といった論点に対してどのように考えるか。
- 第1号被保険者と第2号被保険者は、現行65歳という年齢で区切られているが、それにより保険料の設定・徴収方法と給付を受ける要件（第2号被保険者の場合は特定疾病に起因する要介護状態等に限定）に差異が設けられている。この点を踏まえ、第1号被保険者と第2号被保険者の対象年齢について、どう考えるか。

### 委員からの主な意見

- 第2号被保険者の範囲を拡大することについては、現役世代の負担増につながるため、慎重な議論が必要。
- 第2号被保険者の対象年齢を引き下げることに関しては、若年層は子育て等に係る費用負担や受益と負担の関係性が希薄であるという観点から反対。
- 近年の60歳代後半の方の就職率の上昇や要介護認定率が低いことを勘案すると将来的には第1号被保険者の年齢を引き上げる議論も必要ではないか。
- 家族介護者の実態を踏まえつつ、議論を深めていくことが重要。
- 第2号被保険者の範囲については、出産の高齢化やダブルケア等の観点も踏まえ広く議論が必要。